

国海総第 116 号
令和 3 年 6 月 30 日

一般社団法人日本旅客船協会 理事長 殿

国土交通省
海事局 総務課長
(公印省略)

「海の日」における汽笛の一斉吹鳴について

標記について、下記のとおり実施することとしましたので、貴協会所属職員に周知するとともに、傘下会員に対する協力依頼方よろしくお願いいたします。

記

日時 令和 3 年 7 月 22 日(木)「海の日」正午

要領

- (1) 汽笛の一斉吹鳴は、港内に停泊中の船舶が実施するものとする
- (2) 吹鳴は 10 秒～30 秒の継続する長音を 1 回とする
- (3) 港内の火災発生その他港長（港長が置かれていない港にあつては海上保安部（署）長）が指示する場合は、直ちに吹鳴を中止するものとする

以上

